

令和6年(労)第53号 労働審判手続

申立人

相手方 朝日生命保険相互会社

訂正申立書

東京地方裁判所立川民事部非訟係 御 中

2024年11月11日

申立人代理人

弁 護 士 尾林 芳匡

弁 護 士 白神 優理子



上記申立事件につき下記のとおり訂正申立いたします。

1. 申立人の住所

〒

号室

2. 労働審判を求める事項の価額 金 254 万 4370 円

印紙額

金 9000 円

3. 申立の趣旨第2項を次の通り訂正する。

2 (無効な休業命令による損失補償)

相手方は申立人に対し、金107万2370円及び別紙計算表の「3. 休業による損失」欄の各月ごとの「差額」欄記載の各金員について、それぞれの支給日の翌日から支払済まで年3%の割合による金員を支払え

4. 申立書添付別紙を添付の通り訂正する。

5. 本件休職命令

本件休職命令は、申立書「4（8）」に記載の通り、2023（令和5）年8月3日に佐々木部長(当時)が電話で申立人に対して通知したものである。

休職命令について書面等の記録に残るものは一切相手方から発行されていない。

なお、この経過を補強する書証として、主治医の医学意見書(甲24)を提出する。

6. 予想される争点

申立書「5 申立に至る経緯」記載の通り、休職命令および雇止めの有効性である。

以 上